

会派提案意見書案

令和元年 6 月 18 日

番号	件名	提出 会派
意 1	下水道施設の改築に係る国庫補助制度の堅持とさらなる予算の拡大を求める意見書	自民
意 2	交通安全対策の総合的な充実・強化を求める意見書	自民
意 3	不登校対策の更なる強化を求める意見書	県民
意 4	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書	公明
意 5	農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書	公明
意 6	登下校中の子供たちの安全確保に関する意見書	維新
意 7	コミュニティバス導入に関する意見書	維新
意 8	LGBT/SOGI への差別のない社会環境整備を求める意見書	共産
意 9	コンビニ業界の健全な発展をはかるためのコンビニ・フランチャイズ法の制定を求める意見書	共産

(自由民主党)

意見書案 第 号

下水道施設の改築に係る国庫補助制度の堅持と
さらなる予算の拡大を求める意見書

兵庫県では、昭和 40 年代から流域下水道の建設を開始し、その後、平成 3 年度からは『生活排水 99%大作戦』に基づき強力に整備を進めてきた。現在、県が管理する下水道施設は、管渠 206 キロメートル、処理場 8 箇所、ポンプ場 7 箇所に及ぶが、その多くで老朽化が進み、改築の時期を迎えている。

このため、平成 26 年度に策定した「ひょうごインフラメンテナンス 10 箇年計画」に基づき、計画的に改築更新を進めているほか、予防保全の強化等による改築費用の縮減など、将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための取組を進めている。一方で、今後、耐用年数が比較的短い機械・電気設備の改築費の大幅な増加が見込まれているため、処理場の機能停止を発生させないためには、確実に改築を実施していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、国の財政制度等審議会において、汚水処理施設に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要があるとの指摘があり、これを受けた国の平成 31 年度予算では、浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配分されたところである。

今後も、老朽化した汚水処理施設の改築への国庫補助が削減されれば、一般会計繰入金を増額や市町における下水道使用料の増額改定により必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には、大規模地震発生時等において、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに汚水処理の機能停止によるトイレの使用停止などの県民生活に重大な影響を及ぼす事態の発生が懸念される。

さらには、昨年 9 月に本県を襲った台風 21 号による高潮災害、発生確率が 70~80%に引き上げられた南海トラフ地震など、国難をもたらすような巨大被害はいつ起きてもおかしくない状況にある。

よって、国におかれては、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、県民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ地震をはじめとする自然災害への備えを強化するた

め、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 下水道施設の改築に係る国庫補助制度を堅持すること。
- 2 その上で、災害時の機能保全、安全性確保の観点から、下水道施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 3 南海トラフ地震や巨大台風をはじめとする自然災害に備える事前防災の観点から、防災・減災対策等に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

交通安全対策の総合的な充実・強化を求める意見書

高齢運転者による、ブレーキとアクセルの踏み間違い等による「操作不適」が原因と考えられる重大事故が全国各地で相次いで発生している。また、大津市の保育園児死傷事故をはじめ、通学路や生活道路で子どもたちが犠牲となる痛ましい交通事故も全国で後を絶たず、これら交通事故の発生防止のための取組が大きな課題となっている。

平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法により、75 歳以上の運転者に対する認知症対策が強化されたことに伴い、自主的に運転免許証を返納する方が増加している一方で、公共交通機関が乏しい地域では、買い物や通院など日常生活において車を運転せざるを得ない方が多くいるのも実態である。

高齢運転者に対する各種対策を推進するとともに、安全な歩行空間を確保するなどの道路環境の整備、交通事故を回避または被害が軽減できる安全運転支援装置の普及・促進など、実効性ある安全対策が求められる。

よって、国におかれては、交通安全対策の総合的な充実・強化を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 交通事故の危険度が高いと思われる通学路や、幼児や高齢者などいわゆる交通弱者が日常的に利用する道路においても、安全な歩行空間の確保のための道路環境の整備に必要な財源を確保すること。
- 2 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全装置の普及啓発及びこれらを装備した自動車への乗換促進につながる施策を推進すること。
- 3 高齢者が自動車の運転に頼らなくても安心して日常生活を送ることができるよう、公共交通や社会体制の整備を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

不登校対策の更なる強化を求める意見書

平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校の児童生徒数は 14 万人を超え、平成 24 年度から増加の一途を辿っている。

本県においても、平成 27 年度から増加傾向が続いており、不登校の児童生徒への学習機会の確保は、まさに喫緊の課題となっている。

平成 29 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、その理念の一つに、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるよう定められた。

不登校児童生徒の支援において、民間のフリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動などの活動は、様々な事情により学校生活になじめずにいる児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として、重要な役割を果たしている。

しかしながら、民間のフリースクール等の運営は学校教育法に基づく学校に該当しないため、公的な支援制度が適用されず、その運営は大変厳しい状況となっている。

また、フリースクール等が、自宅から離れているため、交通費や活動費等が発生し、それによる経済的負担により参加を諦めざるを得ない児童生徒がいる。

よって、国におかれては、不登校児童生徒が学校以外で多様な学びができるよう、フリースクール等に対する公的支援の早期実現と、不登校児童生徒がフリースクール等の場で学習等を行うための支援制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に迫いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けている。

特に、昨年3月の東京都目黒区での女児虐待死事件を受け、政府は同7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていたが、その直前の今年1月、千葉県野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生した。児童相談所、学校、教育委員会、そして警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やまれてならない。

よって、国におかれては、今国会に提出された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案を早期に成立させるとともに、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 「しつけに体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後に必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携を強化するにあたり、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBを配置するための財政的支援を行うこと。
- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 4 児童相談所の体制強化に向けて、児童福祉司の任用要件を厳格化した上での大幅増員や弁護士・医師・保健師の配置等を進めるとともに、転居の際の児童相談所間の引継ぎの徹底、虐待をした保護者への再発防止プログラム実施等において、国による財政面も含めた確実な支援を行うこと。
- 5 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化

し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う拠点となる「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」の設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

政府は 2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円に増大させ、その実績を基に、新たに 2030 年に 5 兆円の実現を目指す目標を掲げている。そのような中、2012 年に 4,497 億円だった輸出額は 2017 年には 8,071 億円と順調に推移しており、直近の 2018 年の輸出額も目標の 1 兆円に限りなく近づくものと期待されている。

世界中で日本食ブームの中、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結び付けるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造していく必要がある。

よって、国におかれては、2016 年に政府がとりまとめた「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取組が行われるべく、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 市場情報の一元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。
- 2 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。
- 3 動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとともに、生産・加工・集荷拠点、物流拠点、海外拠点におけるハード面でのインフラ整備や、制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等、ソフト面でのインフラ整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

登下校中の子供たちの安全確保に関する意見書

昨今、登下校中の児童生徒が殺傷される事案や、つきまといや声掛けの被害に遭う事案が発生しており、従来の登下校時の安全対策には限界があると言わざるを得ない。

かけがえのない子供たちの命と安全を守るため、国や地域レベルの関係機関が連携体制を強化することはもとより、登下校中の子供たちが事件に巻き込まれる事を防止するためにも、抜本的な対策が急がれている。

人的なりソースが限られる中、ICT技術を活用した子供の登下校見守りシステムを整備し、一刻も早く安全に登下校することができる環境を整えることが必要である。

よって、国におかれては、登下校中の安全確保に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 児童生徒の安全確保に向け、ICTを活用した安全な通学路とするための予算を確保すること。
- 2 子供たちが安全に安心して登下校することができる環境の整備に向けた法律を制定すること。
- 3 ICT等の科学技術の導入だけでなく、警察による見守りや駐車監視員の登下校時の見守り転用等、人力による見守り強化もあわせて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

コミュニティバス導入に関する意見書

昨今、高齢世代の増加に伴い、人口の減少している農村部のみならず、都市部にも移動手段が身近にないことによる交通弱者が増加している。

また、高齢運転者による事故が多発しており、児童、一般市民が巻き込まれ死傷する事態が続いている。

高齢運転者による事故を減らすために、認知症と診断された場合の免許取り消しや、運転免許証の自主返納が抜本的な解決策として進められている。しかしながら、内閣府の調査によると、代替の交通手段が無いという理由により80歳以上の約4人に1人が運転を続けており、特に小規模の市町村においてはよりその傾向が強く、運転免許証の自主返納がなかなか進まないという現状がある。

交通弱者への移動手段の確保、また高齢者の「生活の足」である自家用車に代わるものとして地域コミュニティバスの導入を積極的に推進していく必要がある。

しかし、地域コミュニティバスの導入にあたり、①運転手の人員確保、②路線の採算性の確保という大きな課題があることも事実である。

この課題の抜本的解決策のひとつとして、自動運転技術を導入したコミュニティバスの運行が今後の新しい社会づくりには必要である。よって、国においては、地域コミュニティバスの拡充に向け、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 地域コミュニティバスの導入に関する予算を確保すること。
- 2 地域コミュニティバスの導入にあたり課題となっている運転手の人員確保、路線の採算性を解決するために、特に自動運転技術の開発・導入に関する予算を確保すること。
- 3 自動運転自動車を導入できる環境整備に向けた法律を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

LGBT／SOGI への差別のない社会環境整備を求める意見書

2019年、同性婚を容認することを求める訴訟が全国4都市で始まった。同性パートナーシップ条例・制度をもつ自治体は全国20自治体(2019年4月現在)に広がった。また日本経団連が実施した「LGBTへの企業の取り組みに関するアンケート」では、90%以上の企業が「性的少数者に関して社内の取り組みが必要」と回答している。また、本県でもLGBTに関して職員研修でとりあげるなど、性的マイノリティに対する差別をなくすための取り組みがひろがりつつある。

同時に、多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しみ、自尊感情を育てることができずにいる子どもや若者たち、本人の性のあり方を、同意なく第三者に暴露してしまうアウティング、民法改正など、まだまだ克服すべき課題が多くある。またLGBTではくくれない、SOGIとよばれる性的指向や性自認の多様性を認め合える社会にすることも大きな課題になっている。

多様な性のあり方、性的指向や性自認は他人から決めつけられるものではなく、一人ひとりが自分らしく、ありのままにいられることを尊重することは憲法13条で保障されている。

よって国におかれては、学校教育や企業内研修、当事者のケア等、社会のあらゆる場面で権利保障と理解促進をすすめ、LGBT・SOGIに関して差別が行われぬ社会環境を整えるための法整備等をおこなうことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

コンビニ業界の健全な発展をはかるためのコンビニ・フランチャイズ法の制定を求める意見書

現在コンビニエンスストア（コンビニ）の店舗数は全国で約 5 万 7000 店舗にのぼり、売上高も増加し、09 年には百貨店を抜いた。小売業における比率でも 2000 年には 5 % だったものが今や 8.3% である。その業務内容も商品を販売するだけではなく、税金や保険料の収納代行、ATM、災害時の支援拠点など多岐にわたっており、地域を支える重要な役割を担っている。

しかし同時に、人手不足や人件費の高騰、高いまま変わらないロイヤルティー（上納金）、24 時間営業の強制、ドミナント（特定地域への集中出店）による売上げの低下、特異な会計方式、仕入れの強要や契約の更新拒絶など、さまざまな要因が絡み合っ「コンビニ経営の危機」が起きている。

コンビニで働く労働者や、コンビニを生活の支えとしている消費者のためにも、不公正な契約の見直しによる加盟店の経営環境の改善が急務である。

海外では加盟店保護を目的とした法規制が多数存在する。米国・アイオワ州法では、本部が既存の加盟店の近隣に新規出店して、既存加盟店の売上げに悪影響を与えた場合、被害を受けた既存加盟店は、本部に対して損害賠償請求権が認められており、韓国でも、近隣出店には正当な理由を必要とし、契約更新についても、韓国、オーストラリア、米国のアイオワ州、カリフォルニア州において契約更新の拒絶に関する法規制が存在し、本部・加盟店間の個別的な紛争を、行政が仲介して処理する仕組みが導入されている国もある。

よって、コンビニの持続可能な発展のために、我が国においても以下の内容を含むコンビニ・フランチャイズ法の制定を求める。

記

- 1 営業時間・日数は加盟店の独自の判断を尊重し、加盟店の意に反して本部が強制することを禁止する。
- 2 本部が、既存加盟店の近隣・商圏内に新店を出すことを原則として禁止する

- 3 人件費の上昇など社会情勢の変化に応じて、ロイヤルティーを見直す機会を設ける
- 4 オーナーにだけ廃棄負担を押しつける特異な「コンビニ会計」をやめさせ、廃棄した商品の仕入れ金額を売上原価に組み込むようにする
- 5 オーナーの意思によらず、かつ正当な理由のない本部からの恣意（しい）的・一方的な更新拒絶は認めないこと。
- 6 オーナー・加盟店団体と本部との交渉権を保障する。中小企業庁、公正取引委員会などの行政による監視・指導体制を確立する。本部と加盟店との間の第三者紛争処理機関を創設する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。